

安心して暮らせる老後のために、生きがい対策事業

はり・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術料を助成

対象 今年12月31日現在で70歳以上の方(身体障害者手帳、療育手帳所持者は60歳以上)
利用期間 9月1日(木)~12月31日(土)〔4カ月〕

助成内容 1回に1,000円の助成(利用券を2枚)申し込み印鑑および健康保険証など本人と確認できるものを持参のうえ、10月31日(月)までに高年福祉課またはラポルテ市民サービスコーナーへ

問い合わせ / 高年福祉課 ☎ 38-2044

高齢者バス運賃助成事業のご案内

70歳以上の方に阪急バスで利用できる助成券を交付しています。
 4月以降すでに交換された方は除きます。

対象：満70歳以上の方
交付方法：対象者にはすでに普通郵便で助成券を郵送しています。(今年10月以降70歳になれる方には誕生月の前月末に郵送します。)
助成内容：阪急バスで使用できる芦屋市敬老回数カード(3,000円券・3,300円分乗車可)と交換または、高齢者用定期券《阪急グランドパス65》を購入される方は3,000円分の割引が受けられます。(お一人様いずれか1回限りです。)
 *使用方法、交換場所等については助成金に添付している説明書をご覧ください。
 *交換期間は平成18年3月31日までです。

問い合わせ / 高年福祉課 ☎ 38-2044

高齢者証明書の発行のご案内

公共施設・興業施設等を割引料金で利用できます。

対象：満65歳以上の方
申込み：健康保険証など本人と確認できるもの
 タテ3.0cm×ヨコ2.5cmの最近の写真1枚
 印鑑
 を持参のうえ、ご本人が高年福祉課へ
 更新の必要はありません

問い合わせ / 高年福祉課 ☎ 38-2044

ゆうゆう倶楽部のご案内

ゆうゆう倶楽部とは、防音効果のある部屋で、教養・文化・趣味・世代間交流等の活動に無料で部屋を開放しています。

対象：市内在住のおおむね60歳以上の高齢者が中心のグループ
利用日：毎日(ただし、12月29日から翌年1月3日を除く)
利用時間：午前9時から午後5時まで
利用方法：申込先にある申請書に記入して提出してください。

潮見ゆうゆう倶楽部(潮見小学校体育館2階)
 利用定員：約20名
申込先：芦屋市老人クラブ連合会事務局 ☎32-7558
受付日時：月・水・木・金の午前9時30分から午後4時30分まで
 朝日ヶ丘ゆうゆう倶楽部(朝日ヶ丘小学校3階)
 利用定員：約40名
申込先：朝日ヶ丘コミュニティ・スクール ☎32-1123
受付日時：月曜日の午前10時から正午まで

65歳以上の方の健康管理に



健康診査	老人健康診査	9月末までに委託医療機関で受診してください。該当者には、封書でお知らせしています。	
	胃がん検診	胃部X線間接撮影・問診(予約制) 70歳未満は料金3,500円	
	乳がん検診(内診・視触診)	委託医療機関で受診してください 70歳未満400円	
	乳がん検診(マンモグラフィ併用)	市立芦屋病院(予約制) 毎週火・木・金の午前中 70歳未満2,800円	
	子宮がん検診	委託医療機関で受診してください。70歳未満子宮がん1,000円	
	大腸がん検診	便潜血反応検査 検体提出日は毎週火曜日の午前中 70歳未満は料金800円	
	前立腺ガン検診	市民健康診査、老人健康診査と同時実施 料金1,000円	
	骨粗しょう症検診	超音波法による個別測定(予約制) 料金1,000円	
	予防接種	インフルエンザ健康相談	10月15日から翌年1月末まで委託医療機関で接種。1回1,000円 医師による生活習慣病予防の個別相談(予約制) 毎月第2・4火曜日午後1時~3時
		栄養相談	栄養士による生活習慣病予防の個別相談(予約制) 毎月第3火曜日午前9時30分~11時
陽光町の健康相談		保健師・栄養士による生活習慣病予防の健康相談 第2火曜日午後1時30分~3時30分 場所 陽光町市営住宅集会所	
機能訓練	歯周病予防相談	歯科医師・歯科衛生士による歯周病等の相談 第3水曜日 午後1時~2時30分 場所 歯科医師会館	
	楽しいりハビリ教室	介護保険に該当しない140歳以上の市民で、医師より継続したりハビリが必要と言われている方 毎週月曜日 午後1時30分~3時30分 場所 医師会医療センター(送迎はありません)	
訪問指導	いきいき教室	65歳以上で心身機能の低下が心配な方。外出の機会の少ない方 第3火曜日 午前9時30分~11時30分 場所 潮見小学校内ゆうゆう倶楽部(送迎はありません)	
	在宅寝たきり予防訪問指導	40歳以上の方で健康診査等の要指導者、介護に携わる家族。希望の方は随時受け付けます。	
	在宅寝たきり者歯科訪問指導	60歳以上の寝たきり又は寝たきりに近い状態の方の家庭に、歯科医師・歯科衛生士・保健師が訪問して義歯の調整等を行います。希望の方は随時受け付けます。	

問い合わせ / 保健センター ☎ 31-1586 FAX 31-1018

家族介護慰労事業・在宅老人介護手当支給事業

介護者の方に介護慰労金又は介護手当を支給します。

	家族介護慰労金	在宅老人介護手当
支給要件	介護保険の対象者で在宅で要介護4・5に相当する方を現に介護している家族で世帯全員が市民税非課税であること。	65歳以上の在宅で要介護4・5に相当する寝たきりまたは重度認知症の状態にある方を現に介護している家族で本人および配偶者または扶養義務者の所得が一定未満であること。
支給額	年額12万円	
その他	介護慰労金と介護手当の併給はなし。(介護慰労金の優先支給)	

問い合わせ / 高年福祉課 ☎ 38-2044

在宅生活を支援

ふれあう心で健やかな暮らし

介護保険法に基づく事業

- ◇居宅介護支援(ケアプラン作成)
- ◇訪問看護

- ◇訪問介護
- ◇通所介護

市の受託事業および自主事業

- ◇福祉給食
- ◇在宅介護支援センター(基幹型)
- ◇訪問看護(医療保険制度)
- ◇高齢者住宅等安心確保事業(生活援助員派遣)

- ◇ホームヘルプサービス(介護保険非該当者など)
- ◇紙おむつ給付・宅配サービスなど

問い合わせ / (財)芦屋ハートフル福祉公社 ☎ 38-3122